

## 令和5年度大磯町下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和5年度大磯町の下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和5年度大磯町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第1款 下水道事業収益	960,606 千円	△4,774千円	955,832 千円
第1項 営業収益	412,353 千円	△860千円	411,493 千円
第2項 営業外収益	548,253 千円	△3,914千円	544,339 千円
	支 出		
第1款 下水道事業費用	913,790 千円	△4,774 千円	909,016 千円
第1項 営業費用	787,193 千円	△4,774 千円	782,419 千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第1款 資本的収入	962,214 千円	11,033 千円	973,247 千円
第4項 補助金	265,753 千円	11,033 千円	276,786 千円
	支 出		
第1款 資本的支出	1,325,810 千円	11,033 千円	1,336,843 千円
第1項 建設改良費	797,606 千円	11,033 千円	808,639 千円

（議会の議決を経なければ流用することができない経費）

第4条 予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費を「63,462 千円」から「69,721 千円」に改める。

（他会計からの補助金）

第5条 予算第10条に定めた他会計からの補助金を「279,804 千円」から「286,923千円」に改める。

令和5年11月30日提出

大磯町長 池田 東一郎